

三条市

行動
理念

いっしょに!

～変わる、わたし+あなた。暮らしやすいまちに。～

第2次三条市男女共同参画推進プラン

概要版

平成27年度～平成34年度

計画策定の目的

三条市では、男女共同参画社会の実現を図るため、平成17年12月に男女共同参画推進条例を制定し、同条例に定める基本計画「三条市男女共同参画推進プラン(平成18年度～平成26年度)」に基づいて様々な施策に幅広く取り組んできました。

多くの分野で着実な成果は見られるものの、依然として残る性別に基づく役割分担意識の解消、労働環境の改善、子育てや介護の負担軽減などの課題があり、引き続きこれらの解決に努めていく必要があります。

また、男女共同参画を進めていくことは、三条市において喫緊の課題である「少子高齢化」及び「人口減少」の問題に取り組む上でも、欠かすことができないものとなっています。

これらを踏まえてより良い男女共同参画社会を作っていくため、新たな基本計画となる第2次三条市男女共同参画推進プランを策定しました。

計画の位置付け

この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けています。

また、三条市総合計画や他の個別計画との整合を図ります。

計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

基本理念

「三条市男女共同参画推進条例の基本理念」に基づき次の5つを踏まえて行動していきます。

三条市男女共同参画推進条例の基本理念

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等への立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

条例制定から10年、様々な取組を行ってきた中で状況も変わってきている。第2次のプランは、誰がどう取り組んでいくのかを明確にした**私たちの行動理念**を掲げて、条例の基本理念を踏まえながらさらに進めていこうということになったんだ。



それがこれ(右ページ)なんだね。大きく変わって**やる気が出そう**だね。



みんなが主体的に取り組んで、**暮らしやすい三条**になるといいね。

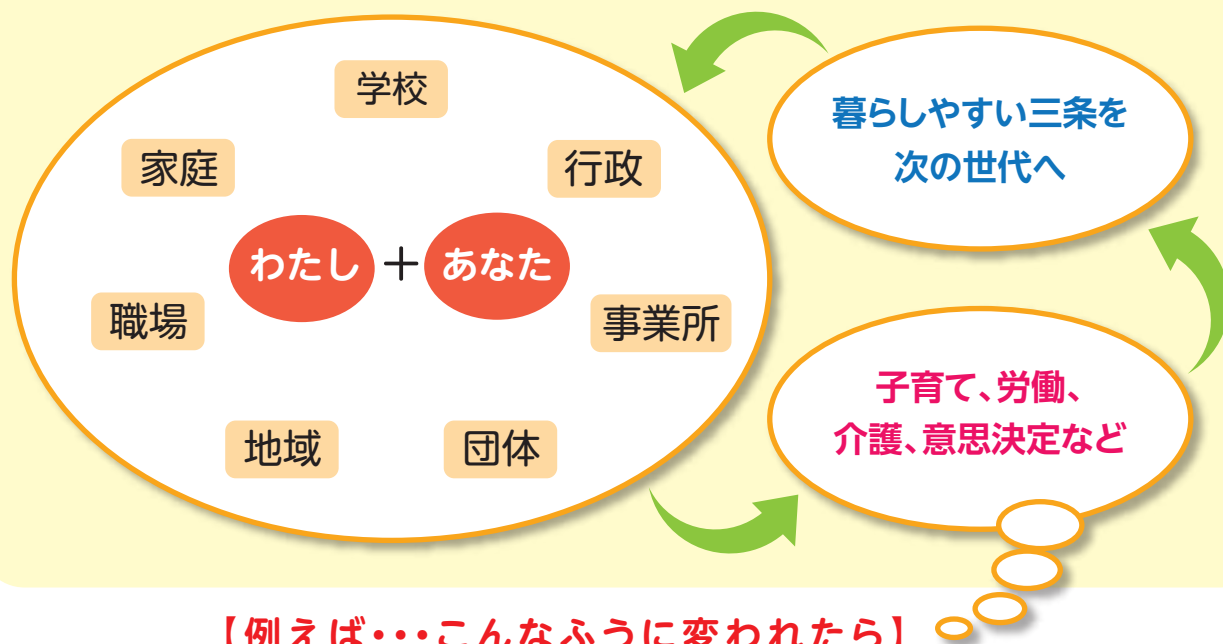


第2次男女共同参画推進プランの行動理念

いっしょに！

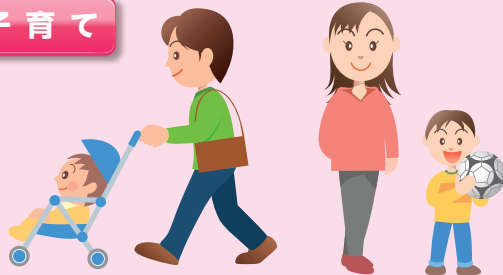
～変わる、わたし+あなた。
暮らしやすいまちに。～

より良い男女共同参画社会を目指して、ひとりひとりの「わたし」と「いっしょに」、あらゆる主体が様々な取組に関わりながら、次の世代へつなげていきます。



【例えば・・・こんなふうに変われたら】

子育て



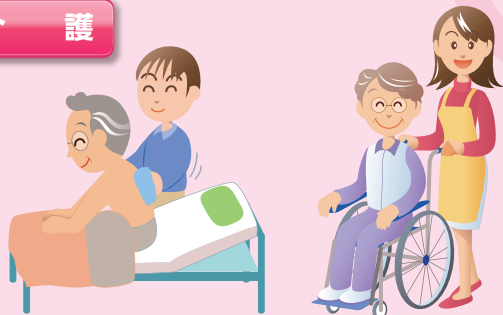
男女が共に子どもに関わり親としてのキャリアを重ねて成長する

労働



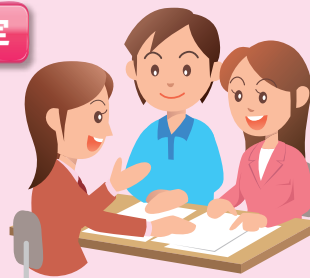
家庭生活とのバランスをとりながら、自らの能力を最大限に発揮する

介護



男女が共に介護に関わって負担を分かち合う

意思決定



男女がそれぞれの視点を持って参画し、「わたし」と「あなた」の多様な意見が反映される

計画の全体像

行動理念の下に進めていく「基本目標」「基本施策」「主な取組」を体系的に示してあります。



基本目標

1

それぞれの
生き方を
目指そう

2

みんなで
働き方を
考えよう

3

男女共同
参画を
次の世代に
つなげよう

基本施策

1 女性のための学習講座の充実

2 男性のための男女共同参画に関する啓発

3 方針・政策決定の場等への女性の参画促進

4 就労環境の充実

5 子育て環境の充実

6 労働環境に関するデータ収集・分析

7 若い世代への分かりやすい男女共同参画

8 性別を理由にするあらゆる暴力の追放

9 みんなで知る男女共同参画

10 女性の視点を活かした防災

主な取組

- ・女性のためのセミナー及び講演会
- ・働く女性のためのスキルアップセミナー

- ・認知症サポーター養成講座、育児講座、家庭教育講座、男の料理教室
- ・夫婦で考えるライフプランニング講座

- ・審議会等の女性委員の登用率向上に向けた取組

- ・再就職相談、就職ガイダンス、創業塾 pontekia（ポンテキア）
- ・再就職支援講座

- ・多様な保育ニーズへの対応
- ・子どもの放課後等の居場所確保

- ・大学、商工会議所等との連携による労働環境実態調査

- ・男女平等の意識を育む人権教育の推進、中学生と乳幼児のふれあい学習
- ・高校生等を対象とする男女共同参画の啓発

- ・DV、セクハラ防止の啓発活動
- ・相談体制の充実

- ・多様な広報・啓発活動

- ・防災に関する啓発及び自主防災組織等の育成

総合的な計画の推進

指標一覧

プランの進捗管理のための目標値の一つとして、次の8つの指標を定めます。

指標は、第2次推進プランの最終年である平成34年度を目標値とし、3つの基本目標及び10の基本施策の実施状況を確認できるものとして、3～4年毎に実施する「市民意識調査」及び毎年度の「各事業の達成度」などから選定しました。

No.	指 標	現状値 平成 26 年度	目標値 平成 34 年度	基本目標 及び基本 施 策 の 番 号
1	男女共同参画講座（ライフスタイル等に関する講座及びひとひとフォーラム）受講者アンケートによる満足度	—	85%以上を維持	1—1 1—2
2	審議会等における女性委員の占める割合	27.2%	35%	1—3
3	働く女性のためのセミナーの新規受講者の割合	—	50%以上を維持	2—4
4	育児休業を取得したいと思った人のうち、実際に取得した人の割合（市民意識調査又は事業者アンケート等の結果）	男性 4.3% 女性 30.5%	男性 10% 女性 40%	2—4 2—5
5	共働き世帯の男女の家事平均時間の格差（市民意識調査結果）	204 分	142 分	
6	市内中学校（9校）及び高等学校（4校）における男女共同参画に関する啓発活動の実施	1校	32 年度までに全校で実施	3—7
7	ドメスティック・バイオレンスの被害経験がある女性の割合（過去3年間又は4年間）（市民意識調査結果）	7.3%	減少させる	3—8
8	「男女共同参画社会」ということばを理解している人の割合（市民意識調査結果）	20.8%	30%以上	3—9

※指標No.1と3は、平成27年度から調査を実施するもので平成26年度の現状値はありません。

● 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

● ジェンダー(社会的性別)

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

● 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。固定的な考え方によって男性・女性の役割を決めている例として、「男は仕事」、「女は家庭」等があります。

● ドメスティック・バイオレンス(DV)

直訳すると「家庭内暴力」となりますが、日本では一般的には「配偶者からの暴力」と訳されています。配偶者とは、現在婚姻関係にある者だけでなく、正式に離婚した元配偶者や事実婚のパートナーも含まれます。また、「なぐる」「ける」といった身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしまっているものを壊す」、「生活費を渡さない」等の精神的暴力や、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

● ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

男女共同参画の歩み

平成 11 年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行
平成 17 年	「三条市男女共同参画推進条例」公布
平成 18 年	「三条市男女共同参画推進プラン」策定（平成 21 年及び 24 年に改定）
平成 27 年	「第2次三条市男女共同参画推進プラン」策定 「三条市男女共同参画センター」移転（田島から桜木町へ）

第2次三条市男女共同参画推進プラン【概要版】

発行：三条市 市民部 市民窓口課

〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号

TEL 0256-34-5511 FAX 0256-31-1105

E-mail : madoguchi@city.sanjo.niigata.jp

ホームページ : <http://www.city.sanjo.niigata.jp/>